

秋田藩佐竹氏の表高二〇万石について

渡辺 英夫

A study on the 200,000-koku region of Daimyo Satake

Hideo WATANABE

Abstract

The general of Tokugawa shogunate gave daimyos "Ryochi-hanmotsu", the certificate of the governance on the region and "Ryochi-mokuroku", which describes the contents of the region. However, Ryochi-hanmotsu from the first general Ieyasu Tokugawa to Daimyo Satake in 1602 did not contain "Kokudaka", the size of the region. Daimyo Satake got Ryochi-hanmotsu and Ryochi-mokuroku for the first time from the fourth general Ietsuna Tokugawa in 1664. Although the kokudaka in the Ryochi-hanmotsu was 200,000-koku, the sum of the kokudaka at each district described in the Ryochi-mokuroku was 199,320-koku. This paper focused on this discrepancy for the first time and provided the premise to investigate the 200,000-koku region of Daimyo Satake assured by the general.

一 はじめに

秋田藩が幕府から二〇万五八〇〇石余の大名領知高を正式に認定されたのは寛文四年（一六六四）のことだった。それは、江戸幕府の四代將軍徳川家綱が全国の大名に一斉に領知安堵状を發給した寛文印知のとき、秋田藩二代藩主佐竹義隆が初めてその領知判物を拝領している。

出羽国秋田・山本・河辺・山乏・平鹿・雄勝、六郡貳拾万石、下野国河内・都賀兩郡之内五千八百石余、都合貳拾万五千八百石余目録在事、如前々充行之訖。全可領知之状如件。

寛文四年四月五日御判

筆者 大橋左兵衛

秋田侍従とのへ¹⁾

これによって、秋田藩は出羽国六郡に二〇万石と、下野国二郡に五八〇〇石余の領知高が初めて認定されたのだった。ここで「山乏」とあるのは、「さんぼう」もしくは「せんぼう」あるいは「せんぼく」と読むのだろうか、これは、

秋田地方で用いられた江戸時代の仙北郡を指す古くからの呼称だった。秋田藩では、秋田・山本・河辺の三郡を下筋もしくは下三郡といい、残りの仙北・平鹿・雄勝三郡を合わせて上筋、上三郡といい、秋田の藩領全体を指して秋田六郡といった。また、上三郡を指して単に仙北ということもあり、藩領全体を指して仙北下筋という用法もあった。この点、紛らわしく注意が必要である。右の家綱判物によれば、その出羽国六郡に二〇万石と下野国の飛地領を合わせた合計二〇万五八〇〇石余の所領を前々の如く宛がうので、それをすべて支配せよ、と記されている。ここで、「如前々充行之訖」とあるのは、具体的には徳川家康が初代藩主佐竹義宣に出羽の所領を安堵したことを指すと見られる。

出羽国之内秋田・仙北兩所進置候。全可有御知行候也。
慶長七年七月廿七日 御居判

佐竹侍従殿²⁾

これが有名な、家康が佐竹義宣に与えた慶長七年（一六〇二）の領知判物で、常陸領を没収し、代わりに出羽国「秋田・仙北兩所」に替地を与えるという安

堵状だった。佐竹氏は、この判物を与えられて先祖伝来の地である常陸を離れ、出羽秋田に移封したのだった。しかし、そこには領知高が記されておらず、郡名さえ「秋田・仙北両所」とあいまいなものだった。右に見る「秋田」がいわゆる下筋三郡を、そして「仙北」は上筋三郡を指すと考えられている。関ヶ原合戦の後、戦後処理の最終段階で、佐竹氏に下された常陸領の没収と替地支給の処断ではあったが、領知判物としてはやや異質なものだった。

古代、朝廷が出羽国をその氏配下に組み入れたとき、鳥海山の北方内陸部を山北地方とよび、延喜式ではそこに雄勝・平鹿・山本の三郡を設置し、さらに山本郡の西方海岸部に河辺郡を、そしてその北方に秋田郡を置いた。中世この地域では、鳥海山の北側一帯を「山北」とよぶ慣例が残り、その「山北」、すなわち「さんぼく」がやがて転訛して「せんぼく」や「せんぼう」、あるいは「さんぼう」となり、「仙北」あるいは「山乏」と表記されるようになったのではないかと考えられている³⁾。戦国末期、秋田地方では、「仙北」は鳥海山北側のいわゆる雄勝・平鹿・仙北を指す用語として遣われていたらしい。そしてそれらの北方が秋田だった。家康もその慣例にならない、「秋田・仙北両所」と記したのではないかと思われる。中世、秋田地方の文書では、延喜式に定める「山本郡」は「仙北郡」とも記され、秋田郡の一部が「檜山郡」とも「山本郡」とも記される例が見られた。当時、郡名の呼称が大分混乱していた様子がうかがえるだろう。家康が「秋田・仙北両所」と記した背景には、そうした混乱した事情があったのである。

しかし、郡名呼称の混乱はやむを得ないとして、近世大名にとって最も大事な領知高が記されない領知安堵状とは何だったのか。家康はなぜ領知高を明示しなかったのか。それ自体、検討すべき重要課題だが、本稿ではその問題には触れない。ここでは、出羽国六郡に二〇万石という高が、何を基に、どこからはじき出されたのか、この点的に絞って考えたい。

二 領知判物の拝領

徳川将軍は、代替わりをすると、先代の将軍が発給した領知安堵状を各大名から提出させ、点検した上で改めて新規の安堵状を発給した。それは、新しい主人が家臣と取り交わす主従関係確認の儀式だった。これを御朱印改ないし判物改といい、二代将軍秀忠もおこなっている。秀忠の将軍就任は、慶長十年

(一六〇五) だったが、家康が大御所として実権を握っていたため、家康の死後、将軍として実権を掌握した後に判物改が実施された。たとえば、長州萩藩毛利綱広には元和三年(一六一七) 九月五日付で秀忠判物が発給されたと見られる⁴⁾。秋田藩はまだ初代藩主佐竹義宣の時代で、秋田藩側では、そのときの様子を次のように伝えている。

台徳院様^{秀忠}御判物御改之節、権現様御判物被指上候処ニ、権現様御判物御文章之趣ニテハ別て御判物不及被下旨、被仰出、御判物ハ不被下候由⁵⁾。

つまり、先代の家康より与えられた判物を提出するよう幕府から命じられたので、それを差し出したところ、その文面なら新規の判物発給には及ばないとされ、秀忠からの判物は与えられなかったという。おそらく、領知高も記されず郡名も判然としない内容が問題とされたのだろう。ただし、その花押から判物そのものの真贋を疑われた訳ではなかった。続く三代将軍家光の判物改に際しても、状況は変わらなかった。

大猷院様^{家光}御判物御改之節、台徳院様御代之次第被仰上候得は、御先代之通と被仰出、御判物御拝領無之由⁶⁾。

家光の将軍宣下は元和九年(一六二三) だが、やはり実権を掌握できたのは父秀忠が没した寛永九年(一六三二) 以後のことだった。後述するように、家光の領知判物は寛永十一年八月四日付で多くの大名に発給されている。秋田藩では、寛永十年、初代藩主佐竹義宣が没し、二代藩主佐竹義隆の治世となっていた。秋田藩では家光の判物改に際し、先代秀忠時代の経緯を説明し、秀忠からの領知安堵状は拝領していないので提出できないと申し出た。すると、それならば、ということであろうか、先代の通りにせよとのこと、やはり家光からも判物は授与されなかった。判物拝領がない以上、その写しがある訳もなく、秋田藩側では「御判物御拝領無之由」と、伝聞の形で書き残すより他なかった。佐竹義隆の治世も長く、寛文十一年(一六七二) まで三十九年間続くが、その間に慶安四年(一六五一) 三代将軍家光が没し、同年中に徳川家綱が四代将軍に就任した。徳川幕府の時代が始まって約半世紀、秋田藩の治世も安定してきたが、さすがに将軍が四代目を数える時代となりながら、領知安堵状が家康判物しかなく、しかもそれは旧領没収に関わる替地の宛行状だったから、秋田藩側が危惧の念を抱くのも当然だった。

厳有院様^{家綱}御判物御改之節、御判物并領知御目録無之候てハ国境不分明之間、御拝領被成度由、御願被成候て、御拝領之由⁷⁾。

四代將軍家綱の判物改の際に、領知判物と領知目録がないと隣藩との国境も不確かで問題があるという理由を挙げ、秋田藩の側から幕府に判物と目録の下付を願ったのだという。そうして願が認められた結果が、冒頭に引用した寛文四年の家綱判物なのだという。しかし、徳川家綱の寛文印知は、秋田藩に限らず全国の大名に対して一斉に領知安堵状を発給した幕府の重要政策だったから、右に見るように秋田藩側からの働きかけによって、判物と目録が発給されたとする主張には慎重でなければならぬ。

だが、これによって初めて秋田藩が幕府から正式に領知高と支配領域を認定されたのは確かだった。秋田藩にとって、家康判物に記された「秋田・仙北両所」が「秋田・山本・河辺・山乏・平鹿・雄勝」と出羽国六郡に明確に規定された点は重要だった。しかし、ここからは出羽六郡二〇万石という数値がなぜ、どのようにして出てきたのかはわからない。また、古代国郡制の定めになかった「山乏」が登場した点にも注意がいるだろう。

出羽国秋田・山本・河辺・山乏・平鹿・雄勝六郡、下野国河内郡之内八箇村・都賀郡之内三箇村、高式拾万五千八百石余目録在別紙事、任寛文四年四月五日先判之旨、充行之訖。全可領知之状如件。

貞享元年九月廿一日 御印

秋田侍従とのへ^⑧

これは、貞享元年（一六八四）の年号からわかるように、秋田藩三代藩主佐竹義処が次の五代將軍徳川綱吉（常憲院）から拝領した領知判物の写しである。秋田藩側が書き留めたこの写しでは、日付の下に「御印」と記されているが、おそらく原典にはここに五代將軍徳川綱吉の花押があったはずで、現在の古文書学からすれば、「（綱吉花押）」と記すのが正しい表記法だろう。また、当時の書き方からすれば、「御居判」と記すべきだが、なぜか「御印」となっている。そして、その内容は、判物の本文中に寛文四年四月五日の「先判之旨」に任せてこれを宛がうので、すべて支配せよ、と記される通り、四代家綱の領知判物をそのまま認定するものだった。領知高は変わらず、出羽国六郡もそのまま同じだが、下野国一ヶ村について河内郡に八ヶ村と都賀郡に三ヶ村と村数が明記された点が前回とは異なっている。

次に、文昭院こと六代將軍家宣よりの判物を見てみよう。これは、正徳二年（一七二二）、秋田藩四代藩主佐竹義格が拝領した判物の写しである。

出羽国秋田領・山本・川辺・山乏・平鹿・雄勝六郡并下野国河内・都賀郡

之内拾壹箇村等地、都合式拾万五千八百石余事目録具載別紙。任寛文以後之旧規、充行之訖。宜有領知之状如件。

正徳二年四月十一日 御印

秋田侍従とのへ^⑨

「御印」については前記の通りで、その他、「秋田領」の「領」の文字や、書き止めの「宜有領知之状如件」に「可」が抜けていたりする点には違和感が残る史料といえる。この文書を確認すると、大変丁寧に浄書された写しで虫損もなく、『秋田県史』でもこのように解説されている^⑩。文字遣いに若干問題があるものの、内容的には家綱の寛文印知、および綱吉判物を踏襲する同一内容と捉えて問題ない。ただし、目録云々の割註のあと、「任寛文以後之旧規、充行之訖」の部分には何か含みのあるところを感じる。他の大名に与えられた判物のように「任貞享元年九月廿一日先判之旨」ではなく、寛文の家綱判物以降の「旧規」に任せて、これを宛がう、と記されている。これは一体何を意味するのだろうか。

三 新田分知と本知分割

寛文四年（一六六四）から正徳二年（一七二二）までに秋田藩と幕府との間に起こった大きな変化といえば、二つの分家大名の創出が思い当たる。秋田藩は江戸時代が始まって最初の一〇〇年間で三人の藩主で乗り切ったところに特徴があった。三代の藩主がそれぞれ三〇年、四〇年近くの長期政権を担っている。しかし、その三代目に不幸が起こった。元禄十二年（一六九九）、嫡子義苗が父の三代藩主義処に先立って亡くなってしまったのである^⑪。義苗は正室に和歌山藩主徳川光貞の娘を迎えながら、子を儲けぬまま二九歳の死だった。義処は義処の嗣子として幕府に届け出られており、次の藩主となることが藩内では決まっていた。秋田藩はその後継者を失い、早急の対応を迫られることになった。義処はこのときすでに六三歳、次男叙胤は相馬中村藩主相馬昌胤の養子となつて佐竹氏を離れており、わずか六歳の三男義格が義処のもとに残された。仮に嗣子を定めぬまま、藩主義処の身に變事があれば、それは藩の存亡に直結する重大事だった。それゆえ、速やかに義処の嗣子を定め幕府に届け出る必要があった。血縁の道理からすれば、実子の義格を充てるのが順当だった。しかし義格はまだ元服前の六歳で、將軍に拝謁するには幼すぎた。そこで、義処の実弟で四五歳の義長を義処の養嗣子として願い出ることも可能性としては考えられた。

義長は一四歳で元服し、既に將軍謁見を済ませており、その後、従五位下、左近將監に任じられていた。

しかし、ここで義処が下した決断は、実子の義格を嗣子とし、義長は分家大名として取り立てられるよう幕府に願ひ出るといふ策だった。秋田藩は元禄十三年（一七〇〇）、義格を義処の嗣子として届け出、その翌十四年、義長には秋田藩の新田二万石を分知して佐竹氏の分家大名として認定されるよう幕府に願ひ出たのである。義処としては、仮に自分の身に何かあっても、義長を後見人とすれば義格への家督継承が認められ、藩の危機には至らないという判断があったのだろう。そして結局この願ひは認められ、二万石の分家大名が創出されることになった。二年後の元禄十六年四月、一〇歳になった義格が元服して將軍への初お目見えが無事終了すると、義処は安心したのか、その六月、参勤の帰路、横手において六七歳の生涯を閉じている。

実は義処は、義長の分家取立のときに、もう一つ別の分家も生み出していた。それは、義処の甥に当たる義都にも一萬石を分知していたのである。義処には庶兄の義眞がいて、その嫡子が義都だった。義処の父義隆は相馬藩から正室を迎えて義処を儲けるが、その前に、側室に当たる女性との間に第一子義眞を得ていた。しかし義眞は、母が正室でなかったから家督の継承権はなかった。義眞は寛文五年（一六六五）、子の義都が生まれると、その翌月、三三歳の若さで没してしまふ。義都の母は角館の北義隣のお嬢で、義都は父亡き後、母と共に秋田藩の江戸深川屋敷で成長し、天和二年（一六八二）には將軍綱吉に拜謁を許されている。元禄一四年の大名取立のときには二七歳になっていた。¹³⁾

佐竹義長はその後、沓岐守に、そして義都は式部少輔に任じられるので、秋田藩ではこの二つの分家大名をそれぞれ佐竹沓岐守家、佐竹式部少輔家として区別した。両分家は、二万石と一萬石の大名に取り立てられたのだが、それは秋田藩領の特定の領地を割譲して自立したのではなかった。新田分知といって、秋田藩が將軍から与えられた所領の中に独自に新田開発した高の中から、それぞれ二万石と一萬石相当を両家に充当し、それによって大名に認定されるというものであった。両家はこの新田分知の方式で大名となったのである。沓岐守家、式部少輔家ともにその家臣は自家の秋田藩士が充当され、あるいはその次男三男が新規に取り立てられた。しかし、特定の所領を持たなかったから、現地に陣屋があるわけでもなく、両家とも江戸に屋敷を持つのみだった。

こうした新田分知の分家大名取立があったが故に、家宣判物には「任寛文以

後之旧規、充行之訖」と、記されたのではないだろうか。しかしそれは、新田開発に基づく高を分知したものであったから、秋田藩旧来の本知高二〇万石余に何らの影響を与えるものではなかった。ならば、秋田藩は本知高以外のこれら新田開発の成果をどのように掌握し、また、対幕府との関係ではどのように処理されていたのだろうか。この問題を考えるため、秋田藩の場合とは違って本知高を削って支藩が創出された例を取り上げてみよう。

陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀所々都合拾万石別録在事、任寛永十一年八月四日先判之旨、充行之訖。全可令領知者也。仍如件。

寛文四年四月五日御判

筆者 杉浦伊右衛門

南部山城守とのへ¹⁴⁾

これは盛岡藩二代藩主南部重直に与えられた家綱の判物だった。重直は初代藩主南部利直の三男で、寛永九年（一六三二）、二七歳のときに利直が死去したのに伴って家督を継ぎ、第二代藩主となった。重直はすでに三代將軍家光からも領知判物を拝領していた。

陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀十郡、都合拾万石別録在事、如前々全可令領知之状、如件。

寛永十一年八月四日（家光花押）

南部山城守とのへ¹⁵⁾

これは盛岡藩南部氏に徳川將軍が所領一〇万石を公認した最初の領知判物だった。陸奥国北郡以下一〇郡に合計一〇万石の領知高は、重直の祖父南部信直が天正十八年（一五九〇）、小田原参陣を果たして豊臣秀吉から与えられた「南部内七郡」の領知朱印状を基に、関ヶ原の戦い以後、徳川家康が利直に認められた領知高だったと考えられる。それを領知判物として初めて認定したのが三代將軍家光だが、秀吉時代の糠部郡が寛永の前期に、北・三戸・二戸・九戸の四郡に分かれたため、七郡から一〇郡となっている。これを見ても徳川將軍が初めて領知安堵状を発給する際には、「如前々」すなわち「従来通りに」とあって、いわば本領安堵の形式が採られたことがわかる。

四代將軍家綱の寛文印知に際しては、これに続く書き止め文言と、「殿」と「とのへ」の敬語の遣い分けが、大名の官位と領知高に対応して細かく整えられるが、そうした点についてはすでに指摘されている通りである。ここでは、その直前に記される当該安堵状の根拠部分に注目したい。南部氏の場合、寛文印知では

前代の家光判物を踏まえ、「任寛永十一年八月四日先判之旨」と記されている。この点は、佐竹氏が四代將軍家綱の寛文印知で「如前々」だったものが、次の五代將軍綱吉の判物で「任寛文四年四月五日先判之旨」と記されたのと同じ理屈だった。家光判物を得ていない佐竹氏にとって、寛文印知では「如前々」と記されて当然だった。

家光、家綱と二代にわたる徳川將軍から領知判物を拝領し、治世三三年に及んだ南部重直の盛岡藩は安泰かと思われた。重直は外様大名ながら、老中堀田正盛の子勝直を養子に迎えるなど、江戸の政界で実力をつけていった。しかし、その勝直は万治二年（一六五九）、重直の養子となったその年に抱瘡を患い一八歳にして夭逝してしまう。そのとき重直はすでに五四歳になっていた。重直は次の盛岡藩を担う後継者を案じながら、五九歳にして四代將軍家綱からも寛文印知を受けるのだが、そのときもまだ重直には嗣子が決まっていなかった。そして同年九月、遂に嗣を定めぬまま重直は亡くなった。

これは本来、無嗣断絶となつて南部氏が改易されてもおかしくない事態だった。しかし、生前の重直の力量と盛岡藩側の働きかけが功を奏したのか、改易処分は免れた。幕府が下した裁定は、本知高を分割しての減封だった。それは、重直の異母弟重信に兄の遺領から八万石の継承を認め、残る二万石は下の弟直房に分知して新たに八戸藩を興すというものだった。彼らはみな初代藩主南部利直の実子ながら、ともに母を異にした異腹の兄弟たちだった。これで盛岡藩は八万石になった。一方、二万石で立藩をみた八戸藩は、初代藩主直房が四年後の寛文八年（一六六八）、四一歳で没し、嫡男直政がその家督を継承した。

陸奥国三戸之内四拾壹箇村、九戸之内參拾八箇村、志和之内四箇村、高式

万石別録在事、充行之訖。全可領知者也。仍如件。

貞享元年九月廿一日 御朱印

南部遠江守とのへ¹⁵

これは五代將軍綱吉が南部直政に与えた領知朱印状だった。幕府の規定に則り、一〇万石未満の大名への領知安堵状は、將軍朱印をもって発給されたから、右の写し文書の「御朱印」は綱吉の朱印を意味する。盛岡藩主に安堵された一〇万石の本知高が、八万石と二万石に分知され、その二万石の領知朱印状をここに確認できる。しかも、このときの領知目録によれば、所領の内訳は三戸郡に八戸村や長苗代村をはじめとして四一ヶ村、一万四二八石八斗九升九合、九戸郡に三八ヶ村、六八〇六石六斗一升三合、志和郡に四ヶ村、二七六四石四

斗八升八合という内容だった¹⁶。計算すると村数合計八三ヶ村で、高は丁度二万石となる。幕府からは城構えが認められず、陣屋構えの格式とされたが、八戸に実質的な城下町を整備し、藩政をスタートさせることは周知の通りである。このように、八戸南部氏は新田分知による江戸屋敷住居の分家大名とは大きく違っていた。

一方、八万石となった盛岡藩は天和三年（一六八三）、二万石が増加されて元の一〇万石に復している。それは、盛岡藩が新田開発に努め、高を増したため、その新田高を本知に加えて元の一〇万石を幕府が認めたものだった。決して二万石の所領を別途追加して給与されたものではなかった。

そもそも、徳川將軍が判物なり朱印状なりをもって大名に宛がった領知高は、大名の家格や軍役高を規定した数値であつて、大名の年貢取量、経済的保証をそのままの形で表現したものではなかった。大名領知高は世間に公表された表高であり、実際の土地生産性を表す高は内高、あるいは実高といつて、それとは別だった。盛岡藩の場合、寛永十一年、南部重直が家光の領知判物一〇万石を拝領したとき、その内高は倍の二〇万石を越える規模であつたという¹⁷。このような、表高と実高の相違は近世大名一般にあり得るところで、広く知られている。

さらに注意すべきは、実高は主に新田開発の成果として結実するものだが、その新田高はときに政治性をもって操作の手が加えられる場合があつた点である。つまり、実態として新田が切り開かれて高が増加するにしても、その新田の石盛を操作すれば、それだけで新田高は如何様にも調整できた。田の一枚一枚ではわずかでも、郡単位、所領全体となれば相当の増し高が可能だと思われる。実際、盛岡藩の天和の石直しは、実質的な新開ではなく、既存の村々に一定の割合を乗じて算出した村高を合算して得られた「新田高」に基づいておこなわれたのだ¹⁸。

四 宗家継承と分知高の返納

以上、盛岡藩と八戸藩の例を参考にすると、秋田藩佐竹氏の場合はどうだったのか。寛文印知により領知高二〇万石が公認されたが、それはあくまでも表高だった。秋田藩にも新田高があつて、それを幕府が認知していたが故に、その中から佐竹彦岐守家二万石と同式部少輔家一万石の分家大名が認定されたの

だろう。表高とは別に秋田藩の新開高についても検討しなければならぬ。

佐竹義処が幼い子の義格の後見役を期待し、佐竹家の安泰を願って創出した二つの分家大名は、次の代に実質的に機能した。四代藩主となった義格が正徳五年（一七一五）、継嗣なきまま二二歳の若さで急死したのだった。そのとき秋田藩首脳部の採った策が、佐竹壹岐守家の嫡子義峰を佐竹宗家に入れて秋田藩五代藩主に据えるという案だった。義峰は元禄三年（一六九〇）の生まれ、壹岐守義長の嫡子としてすでに將軍綱吉に謁見を済ませており、佐竹宗家を継承する資格は満たしていた。幕府は義峰の宗家継承を許可し、あわせて壹岐守家には佐竹東家から将監義本の嫡子義道を入れて二万石の分家大名を継承させている。

正徳五年、宗家を継いで五代藩主となった義峰が八代將軍吉宗から与えられた領知判物は次の通りである。

出羽国秋田・山本・川辺・仙北・平鹿・雄勝六郡、下野国河内郡之内八箇村・都賀郡之内三箇村、高式拾万五千八百石目録在紙事、充行之訖。依代々之例、領知之状如件。

享保二年八月十一日 御印

秋田侍従とのへ¹⁹

前回の正徳二年、家宣判物と比べると、「山乏」郡が「仙北」郡と改められ、下野国の所領一ヶ村が河内郡に八ヶ村と都賀郡に三ヶ村とに書き分けられたが、領知高は全く変化していない。後半部分が「任正徳二年四月十一日先判之旨」とならず、「依代々之例」、すなわち代々の例に基づいて領知すべし、と結んでいるところが、壹岐守家から佐竹宗家への入嗣と、壹岐守家の継承に絡んでいと推測される。

五代藩主となった義峰は、秋田藩享保改革を推し進めるが、子には恵まれなかった。そこで享保十七年（一七三二）、四三歳となった義峰は、今度は佐竹式部少輔家の当主義堅四一歳を養嗣子とすることを幕府に願い出た。同年五月、これは許されて佐竹義堅は義峰の後継者と決まった。そしてその八月、義堅には嫡子義真が誕生するが、幕府から義峰の養子と認定された時点では義堅に子はいなかった。このとき、秋田藩は式部少輔家の存続策を採らなかつた。その結果、式部少輔家の分知高一万石は宗家へと返納されたが、これに対し、幕府から何らかの指示を受けることはなかつた。つまり、式部少輔家は八戸藩のように將軍から盛岡藩主に与えられた本知高を分割して立藩したのではなく、佐

竹氏が新田開発した高をもって設立を認定された大名だったから、その所領一万石を幕府が収公することはなかつたのである。新田分知の高は秋田藩の裁量に任されたのだった。なお、このあと義堅は義峰に先立って死去し、子の義真が嫡孫承祖して秋田藩六代藩主となる。

五 領知目録

そこで次に、領知高算出の基になる各郡内の個別の村々について領知目録から考えてみよう。いま盛岡藩の場合、家光判物に関わる領知目録を用意できないが、寛文印知にあつては次の通りだった。

目録

陸奥国

北郡 五拾箇村

百石村 高屋敷村 下田村 （以下四七ヶ村分略）

高四千七百八拾四石壹斗四升七合

（九郡分略）

都合拾万石

右今度被差上郡村之帳面相改、及 上聞所被成下 御判也。此儀兩人奉行

依被 仰付執達如件。

寛文四年四月五日

永井 伊賀守

小笠原山城守

南部山城守殿²⁰

このように、領知目録には個別の村高は記載されていない。しかし各郡ごとに村名を一つひとつ書き上げた詳細なもので、その村数を集計すると全部で五二九ヶ村となった。勿論そこには八戸藩に分知されることになる三戸郡の八戸村や長苗代村も含まれている。ただし、これら村数を合計した数値の記載はない。そして、各郡ごとに村高を合計したと考えられる高が記されている。いまその一〇郡の高を合計するなら一〇万石一斗八升と成り、記載される「都合拾万石」にほぼ等しい値が得られる。しかしそこには若干の差があつて、この差「一斗八升」を原典記述時か筆写時の誤字か誤写によつて生まれたと見るか、それともそうした記述上の問題ではなく、「都合拾万石」と表記される許容範囲だったと捉えるか、いまその点は重要ではない。村高を各郡ごとに集計し、そ

これらの合計が大名領知高となるその手順、考え方が大事だった。そして、その出発点が村高を算定する検地にあつたことは言うまでもない。これと比較して、寛文印知における佐竹氏の領知目録を見てみよう。

目録

出羽国

秋田郡 式百四拾五箇村

高四万九千七百石

山本郡 六拾四箇村

高壹万五千七拾石

河辺郡 四拾壹箇村

高壹万三千四拾石

山乏郡 百三拾六箇村

高五万九千四拾石

平鹿郡 七拾式箇村

高三万四千四拾石

雄勝郡 七拾箇村

高三万三千三拾石

下野国

河内郡之内 八箇村

薬師寺村 仁良川村

町田村

田中村

東根村

絹板村

磯部村 花田村

高五千三拾九石四斗

都賀郡之内 三箇村

萱橋村 山田村

飯田村

高七百七拾八石六斗

都合式拾万五千八百拾八石

右今度被差上郡村之帳面相改、及 上聞所被成下 御判也。此儀兩人奉行

依被 仰付執達如件。

寛文四年四月五日

永井 伊賀守

小笠原山城守

佐竹修理大夫殿^②

これの作成者は、小姓の永井尚庸と奏者番の小笠原長矩の両名で、それぞれ

河内二万石と三河吉田四万石の大名だった。この年三月、幕府から判物改の担当奉行に任じられている。その際に幕府が出した触書三ヶ条の第二条には、彼らの具体的な職務内容が次のように公表されていた。

一 御代々御朱印所持之面々ハ、御朱印ニ写を差添、右兩人御朱印拝見之上、写を可被相渡、勿論国郡郷村之高辻注帳面可被差上之。又御朱印無之衆ハ、

国郡郷村領知之高、委細書注之、兩人之可被渡之事^②。

すなわち、幕府は諸大名に対し、歴代の將軍から領知朱印状を拝領しているなら、その原典に写しを添えて小笠原と永井の両奉行に提出するよう命じている。両奉行は朱印状の原典を確認し、その上で写しを幕府が回収し、原典は各大名に返却する。当然ながら、各大名は所領の「国郡郷村之高辻」を記した帳面も一緒に提出し、両奉行はそこに記される内容と領知朱印状を突き合わせ誤りや不備がないかを点検するのだった。また、このときまでに領知朱印状を拝領していない大名は、各自「国郡郷村領知之高」を詳しく書き上げて整理し、その帳面を両奉行に提出せよ、と指令している。この帳面が、いわゆる「郷村高辻帳」だった。この触書では、「御朱印所持之面々」とあって、両奉行の任務が歴代將軍の領知朱印状を点検することにあつたように解釈されるが、現実には南部重直など一〇万石の領知判物を拝領した大名たちについても小笠原と永井が担当しており、両奉行は家綱の判物改全般を担当したのだった。

したがって、南部重直は家光判物とその写しに郷村高辻帳を添えて両奉行に提出したのであり、それゆえ家綱判物には「任寛永十一年八月四日先判之旨」と、前回の判物の指示に任せて、と明記されたのだった。そして、提出された郷村高辻帳に沿って領知目録が作成され、郡内の村名が一つひとつ詳しく書き上げられたのだった。

一方、佐竹義隆は、先代藩主の義宣が家康から拝領した替地宛行の判物しか所持していなかったから、その旨を届け、郷村高辻帳のみを提出したものとと思われる。その結果、寛文印知となり、前記の通り両奉行から出羽国六郡と下野国飛地二郡に合わせて二〇万石五八八石の領知目録が発行されたのだった。同目録の末尾には、「右今度被差上郡村之帳面相改、及 上聞所被成下 御判也。此儀兩人奉行依被 仰付執達如件」と記されていた。すなわち、秋田藩から提出された「郡村之帳面」を確認し、それを將軍家綱に報告して決裁を仰いだところ、領知判物が下賜されることになったので、小笠原と永井の両名が奉行となつてこれを執達する、と明記されている。これは、判物改の一連の手続

きを考える上で貴重な記述だった。ところが、実は秋田藩はこの四月五日までに郷村高辻帳を提出することができなかった。実際には一ヶ月以上遅れた五月二十三日になってからの提出だったのである。

佐竹氏に与えられた領知目録には、郡ごとの村数と村高の合計と思われる郡の高が示されているが、出羽国六郡に関しては具体的な村名が一切示されていない。この点、南部重直が拝領した領知目録とは大きく異なっていた。そして、同じ佐竹義隆の所領でも下野国二郡の飛地領に関しては南部氏同様、村名が具体的に記されていた。これは、秋田藩側から郷村高辻帳の提出が間に合わなかったことに起因するものと考えられる。秋田藩は、下野国飛地領の一ヶ村についてはその村高をそのまま報告すればよかったが、出羽国六郡に関しては、村高の集計ができていなかった。というよりも、正確に言うなら、おそらく秋田藩側がその時点で掌握していた村高を合計すると二〇万石を越えてしまい、それを二〇万石に調整する作業に手間取っていたと考えられる²³⁾。

六 郷村高辻帳

そこで、寛文四年、秋田藩が提出した郷村高辻帳について考えてみよう。おそらく、そこには出羽国六郡の秋田藩領農村について一村ごとに村高が書き上げられていたと思われる。しかしいま、その原典は勿論、控えも写しも残されておらず、その内容を検証することはできない。だが、秋田藩はその帳面の表紙と末尾集計部分を記録に留めていた。

まず表紙には、その縦帳中央部に「出羽国内六郡郷村高辻帳」と表題を記し、その左下に「佐竹修理大夫」と記されていた。また、秋田藩の役人は、後世これを書き写して記録するに当たり、年代がすぐにわかるよう表題の右肩に「寛文四年御扣」と書き込んでいる。そしてその原典には、表紙をめくった第一丁に次のように記されていたらしい。

秋田郡
山本郡
河辺郡
山乏郡
平鹿郡
雄勝郡

そして、肝心の末尾集計部は次の通りだった。

秋田郡
右高合四万九千七百石
右村数合貳百四拾五ヶ村
山本郡
右高合高壺万五千七拾石
右村数合六拾四ヶ村
河辺郡
右高合高壺万三千四拾石
右村数合四拾壺ヶ村
山乏郡
右高合高五万九千四拾石
右村数合百三拾六ヶ村
平鹿郡
右高合高三万四千四拾石
右村数合七拾五ヶ村
雄勝郡
右高合高三万三千三拾石
右村数合七拾ヶ村
出羽国内六郡高合貳拾万石
村数合六百貳拾八ヶ村
下野国内式郡
河内郡
都賀郡
河内郡
右高合五千三拾九石四斗
村数合八ヶ村
都賀郡
右高合七百七拾八石六斗
村数合三ヶ村
下野国貳郡之内高合五千八百拾八石
村数合拾壺ヶ村
高都合貳拾万五千八百拾八石

寛文4年(1664) 秋田藩佐竹氏の領知高

	幕府領知目録		郷村高辻帳	
	村数	高(石)	村数	高(石)
秋田	245	49,700	245	49,700
山本	64	15,070	64	15,070
河辺	41	13,040	41	13,740
山乏	136	59,040	136	59,040
平鹿	72	31,440	72	31,420
雄勝	70	31,030	70	31,030
出羽国計	<628>	<199,320>	628	200,000
河内	8	5,039.4	8	5,039.4
都賀	3	778.6	3	778.6
下野国計	<11>	<5,818>	11	5,818
合計	<639>	205,818	639	205,818
			出羽国「古田之過」	59,466
			出羽国「新田」	60,381
			下野国「新田」	128
			外計	119,975
			総計	325,793

これを見ると、佐竹修理大夫こと秋田藩二代藩主佐竹義隆が、この郷村高辻帳を判物改の担当奉行小笠原と永井の両名に提出したのが、寛文四年五月二十三日だったことがわかる。そこで、これと幕府が下付した領知目録を表にまとめ、比べてみよう。史料に記載される数値をそのまま示すと表の通りで、計算によって得られた数値には「 \rightarrow 」を付けて区別した。すると、幕府が下付した領知目録には出羽国と下野国飛地領と共に高の合計も、村数の合計も記載されていないことに改めて気付く。村数については、領知目録と郷村高辻帳との間に齟齬はなく、全体の数も郡ごとの数も両者完全に一致する。日付に誤り

村数合六百三拾九ヶ村
寛文四年五月廿三日
小笠原山城守殿
永井 伊賀守殿
佐竹修理大夫

外
高五万九千四百六拾六石
高六万三千八百八拾壹石
高百貳拾八石
右高三口合拾壹万九千九百七拾五石過^②

出羽国内 古田之過
同国内 新田
下野国内 新田

がないなら、四月五日付で下賜された領知目録に合うよう、秋田藩はそれと矛盾しないデータを幕府に報告しなければならなかったはずで、五月二十三日付の郷村高辻帳の村数が合致して当然だった。下野国二郡の高も完全に一致している。

ところが、どうしたことか領知目録に記される出羽国六郡の高を集計するなら、それは二〇万石にはならなかった。家綱の判物には「出羽国秋田・山本・河辺・山乏・平鹿・雄勝、六郡貳拾万石」と明記されているにもかかわらず、同日付で下賜された領知目録の出羽国六郡の高を合計するなら、一九万九千三百二〇石となって、二〇万石には六八〇石ほど不足する。これは一体何を意味するのだろうか。誤記または誤写なのか、それとも誤差の範囲内だったのだろうか。しかし、南部重直の一斗八升というわずかな高とは違い、六八〇石となれば一村か二村分の高にも匹敵する大きさで誤差の範囲とは考え難い。また、この数値は六郡の高を加算して得られる数値だったから、算盤をはじいて六項目を足し算すれば二〇万石に足りないことはすぐに気付くはずだ。したがって、誤記とも誤写とも考える訳にはいかない。幕府はこの六八〇石が何を意味するのか、正しく把握した上でこの目録を発行したに違いない。六郡の高を合計しても二〇万石にはならず、一九万九千三百二〇石となることをわかっていたが故に、幕府はあえて目録に出羽国六郡の合計高を記載しなかったのだろう。

一方、秋田藩側では幕府から下賜された領知目録に反し、六郡合わせて計二〇万石となる数値をはじき出していた。それは実際、郷村高辻帳に文言として「出羽国内六郡高合貳拾万石」と書き上げられていたし、六郡の高を足し算しても間違いなく二〇万石となるのだった。これは、秋田藩側が自己主張した結果に他ならない。将軍が判物を下して出羽国六郡に二〇万石の本知高を安堵するのだから、佐竹氏もそれに応えて六郡合わせて二〇万石となる帳簿をつくらなければならない、そう考えたのではないだろうか。普通に考えるなら、出羽国六郡に計六二八ヶ村もの村があつて、その村高を足し算して合計すれば、切りのいいきれいな整数値が得られるはずがないことは誰にでもわかるだろう。これはつまり、つくられた数字だった。そう考えない訳にはいかない。出羽国六郡の合計高が二〇万石となるよう村高が加工されたのである。そしてそのつくられた村高をもって郷村高辻帳が作成された、そう考えるのが自然だと思ふ。このときの郷村高辻帳は史料がなく検証できない。しかし、このあと宝永八年(一七一)の郷村高辻帳^③については、その写しを確認できるので、その分

析が可能だが、紙幅に余裕がなくそれは別稿に譲ろう。

このように秋田藩が幕府に提出した郷村高辻帳は、幕府から示された領知判物の高に齟齬をきたさぬよう、操作されたものだった。しかしそこには秋田藩側の主張も込められていた。それは、判物に安堵される通り、出羽国六郡に二〇万石の高を算出したのだったが、さらに加えて秋田藩はより以上の高を所持していると訴えていた。それが、同帳面の最後に「外」として書き上げられた部分である。

すなわち、將軍より安堵された本知高とは別に出羽・下野ともに新田高があり、かつ出羽国には「古田之過」として五万九千九百六十六石があるという。これら本知高以外の「外」の分、三口を合わせると一十一万九千九百七十五石となる。したがって、このとき秋田藩は本知二〇万石五八八石と合わせて計三十二万五千九百三十三石の高を所持していたことになる。これはつまり、領知判物によって本知高二〇万石が確定したとき、秋田藩は幕府に対し、その実高は三十二万五千〇〇石余に達する、と届け出たことを意味している。この報告があればこそ、このあと義峰が新田分知によって二つの分家大名の創出を願ひ出ることにも可能になったのだった。

以上を振り返るなら、秋田藩は一体どのような資料を基にして出羽国六郡二〇万石という高を導き出したのだろうか、それが問題になる。それは、本知高の「外」にあるという出羽国の「古田之過」や新田高とも密接不可分に関わる問題だった。そしてそれよりも、秋田藩側が寛文印知の判物と目録に合わせるこの郷村高辻帳を作成したならば、そもそも幕府は何に基づいて秋田藩佐竹氏の表高を二〇万石と決定したのだろうか。この点が最大の問題だが、いまは紙幅の余裕がなく、この点も後稿に譲らざるを得ない。

ただ、幕府が下した領知高の二〇万石と領知目録の出羽国六郡合計高の不一致についてはここで指摘しておきたい。それは、秋田藩が由利郡に獲得した百三段三ヶ村に絡む問題だった。元和八年（一六二二）、山形の最上義俊が改易され、その所領が幕府に没収されたとき、秋田藩初代藩主佐竹義宣は幕閣に働きかけ、雄物川を挟んだ久保田城下の近傍、由利郡の百三段地区を獲得することに成功した。それは最上領だった由利郡の新屋・浜田・石田坂の百三段三ヶ村を秋田藩領に組み入れる代わりに、それと同等の村高を秋田領から割譲するという村替えの方式によるものだった。このとき、百三段三ヶ村との相殺に当てられたのが、仙北郡の大沢郷で、それと絡んで河辺郡にも所属の移動があったと見られる。秋田藩が提出した郷村高辻帳をベースに考えるなら、幕府の領

知目録では河辺郡が七〇〇石ほど少なく、平鹿郡が二〇石多く、全体で六八〇石ほど小さくなっている。これはおそらく、元和の村替えに絡む問題だった。佐竹氏に与えられた領知判物に由利郡が含まれていない以上、秋田藩領に組み入れられたとはいえず、幕府としては由利郡の百三段三ヶ村分の高を佐竹氏の領知目録に加えることはできなかった。そう考えられる。ただし、平鹿郡の高がなぜ二〇石ほど多いのか。その検討も次稿に譲ろう。

七 おわりに

幕府が秋田藩に初めて下付した寛文四年の領知目録は、このように出羽国六郡に一九万九千三百二十〇石という高だったが、これ以降の判物改ではどうなったのだろうか。前に確認したように、このあと、貞享元年、正徳二年、享保二年と、綱吉・家宣・吉宗らの判物改が繰り返しおこなわれたが、そのときの領知目録は伝存せず、その内容を確認することはできない⁶⁶⁾。しかし、享保十九年（一七三四）、下野国飛地領に一部村替えがあったとき、それを証明するため、幕府は領知目録を下付しており、その写しが秋田藩に残されている⁶⁷⁾。それは、新將軍の就任に伴う判物改ではなかったから、ときの將軍吉宗が朱印をもって発給した目録だった。そこには、村替えをした飛地領に限らず、出羽国六郡についても郡ごとに高と村数が記されている。いまそれを引用する紙幅がないが、出羽六郡に関しては各郡の村数、高ともに秋田藩が寛文四年に提出した郷村高辻帳の末尾集計部と完全に合致するものだった。

それにより推測するなら、寛文に続く次の貞享の判物改以降、幕府が発行した領知目録は、出羽国六郡の高を合計すると二〇万石となるよう改められたのではないか、そう考えられる。寛文印知にあつては、秋田藩側に郷村高辻帳を即座に提出する準備がなく、逆に幕府から下付された領知目録に合わせる形で郷村高辻帳を作成する必要があった。しかし、貞享以降は、郷村高辻帳が既に完備されていたから、判物改の度に速やかにそれを提出することができた。しかもそれは、領知判物に記される通り出羽国六郡に二〇万石となるよう矛盾なく創られたものだったから、それを点検した幕府の担当奉行たちも矛盾を感じることはなかった。

実は、宝永八年の郷村高辻帳を見ると、由利郡に所在するはずの百三段三ヶ村六七〇石が河辺郡に所属する村として処理されている。秋田藩は百三段以外

にもこのような操作を施して出羽国六郡で二〇万石となるように辻褃を合わせたのだった。その結果、幕府側もこれを追認し、享保十九年の領知朱印状に見られる通り、出羽国六郡に二〇万石という領知目録が発給されたのではないだろうか。そのように考えられる。

以上により、寛文印知をめぐる幕府と秋田藩側とのやり取りが、次の検討課題となることははっきりした。幕府は何を根拠に佐竹氏に二〇万石の表高を認定したのか、また、それを受けた秋田藩側は何に基づいて出羽国六郡で二〇万石となる郷村高辻帳を創ったのか、その問題である。その基になったであろう台帳と郷村高辻帳を突き合わせ、両者を子細に分析することが重要な課題となる。それがなされたとき本稿の主張はより一層強い説得力を持つだろう。

【注】

- (1) 『寛文朱印留 上』一二「佐竹義隆宛領知判物・目録」(史料館叢書 1 国立史料館編、東京大学出版会、一九八〇年刊)。以下本稿では史料引用に当たり句読点および罫字は筆者による。
- (2) 『秋田県史 資料 近世編上』一五九「徳川家康知行朱印状」(秋田県編、復刻版一九七九年刊)。原典は東京大学史料編纂所所蔵「義宣家譜 五」の写本による。
- (3) 『秋田県の地名』(日本歴史地名大系5 平凡社、一九八〇年刊)。「横手市史 通史編 原始・古代・中世」(横手市編、二〇〇八年刊)。
- (4) 註(1)に同じ、『寛文朱印留 上』の一五「毛利綱広宛領知判物・目録」。
- (5) (9) 秋田県公文書館所蔵「雑録 一」(県A一〇三二一)。
- (10) 註(5) (9)、および(19)に引用した史料は、註(2)の『秋田県史 資料 近世編上』に三〇二「御判物之写」として収録されている。ただし、『県史』の「宛行之訖」については、本文の通り「宛」ではなく「充」の文字と解される。
- (11) 『新訂 寛政重修諸家譜 第三』清和源氏 義光流 佐竹(続群書類従完成会、一九八〇年刊)。
- (12) 佐竹壱岐守家および佐竹式部少輔家に関しては『佐竹七家系図』(渡辺喜一編、加賀谷書店、一九九三年刊)。
- (13) 註(1)に同じ、『寛文朱印留 上』四三「南部重直宛領知判物・目録」。
- (14) 『八戸市史 近世資料編Ⅰ』一一二(八戸市史編纂委員会編、二〇〇七

- 年刊)。原典は、盛岡市中央公民館所蔵、「御判物(徳川家光領知判物)」。
- (15) 八戸市立図書館所蔵、八戸南部家文書 一〇一〇一〇〇一「御朱印写」。
- (16) 註(14)の『八戸市史 近世資料編Ⅰ』二一八(一、二)に註(15)の徳川綱吉領知朱印状と同年の領知目録が収録されているが、翻刻に一部誤りがある。なお、同書口絵写真20で綱吉朱印状の原典を確認することができる。
- (17) (18) 『岩手県の歴史』第七章「近世社会の成立」(山川出版社、一九九九年刊)。

- (19) 秋田県公文書館所蔵「雑録 一」(県A一〇三二一)。
- (20) 註(1)に同じ、『寛文朱印留 上』四三「南部重直宛領知判物・目録」。
- (21) 註(1)に同じ、『寛文朱印留 上』一二「佐竹義隆宛領知判物・目録」。
- (22) 『徳川禁令考』前集第四の二三八七。
- (23) 『国典類抄 第十卷 軍部全』(秋田県立図書館編、秋田県教育委員会発行、一九八〇年刊)。「軍部全」御判物并御高辻」によれば、寛文印知に当たり秋田藩は郷村高辻帳の作成をめぐって相当混乱した様子を知ることができる。
- (24) 秋田県公文書館所蔵、県A一三五「御代々被指上候郷村帳・郷帳御末書写」。
- (25) 秋田県公文書館所蔵、県A一〇三二三「雑録 三」。
- (26) 註(2)の『秋田県史』は、東京大学史料編纂所所蔵、「義宣家譜 五」の写に基づいて一六八「知行高目録(貞享元年九月二日)」を収録している。その貞享元年領知目録によれば、各郡の高が本文中に引用した享保十九年吉宗領知朱印状、および寛文四年郷村高辻帳が記す各郡の高に完全に一致し、出羽国六郡を合計すると二〇万石となる。しかし、秋田藩庁文書の中に貞享元年の領知目録が見あたらず、また、「義宣家譜 五」には貞享元年領知目録の典拠が示されていないので、今回はこれを検討の対象から除外した。詳しくは、後稿に検討したい。
- (27) 註(23)に同じ、『国典類抄 第十卷 軍部全』。